アメリカ刑事法の調査研究(138)

米国刑事法研究会(代表 椎 橋 隆 幸)*

Williams v. Illinois, 567 U.S. , 132 S.Ct 2221 (2012)

中村 真利子**

《事実の概要》

A 被告人ウィリアムズは,イリノイ州シカゴで,被害者を誘拐して強姦し,金銭その他の所持品を奪って,被害者を解放した。その後被害者は救急車で病院へ搬送され,医師が,レイプ検査キットのため,被害者の血液サンプルと膣粘膜検体を採取した。シカゴ警察は,同キットを回収し,封をしてイリノイ州警察(ISP)研究所へ送った。ISP研究所は,同キットを受け取り,膣粘膜検体中の精液の存在を確認し,再び封をして,これを厳重に管理された低温証拠保管庫に保管し,その後,鑑定のため,被害者の膣粘膜検体をメアリーランド州のセルマーク研究所へ送った。セルマーク研究所は,同膣粘膜検体から採取した精液から検出された男性のDNA型を報告する鑑定書をISP研究所に送り返した。当時,被告人は,本件について容疑がかけられていなかった。ISP研究所の鑑定人であるサンドラ・ランバトスが,セルマーク研究所が報告したDNA型について,州のDNA型データベースを用いて検索を行ったところ,別の被疑事実で

^{*} 所員・中央大学法科大学院教授・法学部教授

^{**} 中央大学大学院法学研究科博士後期課程在学中

逮捕された際に採取された被告人の血液サンプルから ISP 研究所により検出された DNA 型と一致した。警察は面通しを行い,被害者は被告人が加害者であると確認した。被告人は,過重 sexual assault (性的暴行),過重誘拐及び過重強盗で起訴された。被告人は,裁判官による公判を選択した。

B 被告人の公判において,州は,被告人と犯人の同一性を証明するた め, ISP 研究所の鑑定人3名を召喚した。そのうちの1人がランバトスで あり,彼女は,主尋問において,セルマーク研究所は認可された研究所で あること,ISP 研究所は日常的に DNA 鑑定のために証拠のサンプルをセ ルマーク研究所へ送っていたこと、証拠に許容された運搬目録によると、 ISP 研究所は被害者から採取された膣粘膜検体をセルマーク研究所へ送 り、後にこれらの膣粘膜検体と検出された DNA 型に関する鑑定書をセル マーク研究所から受け取ったということが示されていることを証言した。 また、彼女は、検察官から、セルマーク研究所により被害者の膣粘膜検体 から採取された精液から検出された男性の DNA 型と ISP 研究所により被 告人の血液サンプル中に確認された男性の DNA 型とが一致したかを尋ね られ、これを肯定した。セルマーク研究所の鑑定書それ自体は証拠に許容 されず、公判裁判所に対しても示されなかったが、弁護人は、ランバトス の証言はセルマーク研究所での出来事を暗に示すものであり、被告人はこ れについて反対尋問する機会を与えられていないとして,対決権条項に基 づいて,セルマーク研究所により行われた鑑定内容に言及する証言を排除 するよう申し立てた。検察官は , イリノイ州証拠規則703条¹⁾に基づき , 専門家は,自身の意見が依拠している事実を開示することが許されると主 張した。公判裁判所はこれに同意して,弁護人の申立てを却け,被告人を

¹⁾ イリノイ州証拠規則703条「専門家は,当該審問の時点又はそれ以前に知覚し,又は知った事実若しくはデータを,特定の事件において意見の基礎とすることができる。当該事実又はデータは,特定の分野の専門家が当該主題について意見又は推論を形成するにあたって依拠することが合理的であるものであれば,証拠に許容できるものである必要はない。」

有罪とした。州 Court of Appeals は,本件の鑑定書は,ランバトスの意見の基礎を提供するという限定的目的で言及されただけであって,主張されている事柄が真実であるということを証明するために言及されたものではないため,ランバトスの証言を証拠に許容することは対決権条項に反しないと結論づけ,被告人の有罪を確認した。州 Supreme Court も同様に被告人の有罪を確認した。合衆国最高裁判所はサーシオレイライを認容した。

《判旨・複数意見》

原判断確認

・アリトー裁判官の複数意見

1A 対決権条項は、「すべての刑事訴追において、被告人は、自己に不利益な証人と対決する権利を享受する」と規定している。合衆国最高裁判所は、Ohio v. Roberts²⁾において、対決権条項は伝聞法則に対する確実に定着した例外に該当する法廷外供述を証拠に許容することを禁じていないという見解を示したが、Crawford v. Washington³⁾において、対決権に関す

^{2) 448} U.S. 56 (1980). Roberts の紹介・解説として,渥美東洋編『米国刑事判例の動向』(中央大学出版部,1994年)297頁[担当 安冨潔],山田道郎「対面条項と伝聞法則 『オハイオ対ロバーツ』判決を中心として」法律論叢56巻4号129頁(1983年),鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究 第2巻』(成文堂,1986年)105頁[担当 中空壽雅]がある。

^{3) 541} U.S. 36 (2004). Crawford の紹介・解説として,米国刑事法研究会(代表権橋隆幸)・アメリカ刑事法の調査研究(106)「Crawford v. Washington, 72 U.S.L.W. 4429, 541 U.S. 36 (2004)」比較法雑誌39巻 4 号210頁(2006年)[早野暁 担当],二本柳誠「被告人に不利な妻の法廷外供述の許容性と証人対面権 Crawford v. Washington, 541 U.S. 36 (2004) 」比較法学39巻 3 号204頁(2006年),堀江慎司「第6修正の対面条項の射程をめぐる最近の判例 Crawford v. Washington, 541 U.S. 36, 124 S. Ct. 1354 (2004); Davis v. Washington, 547 U.S. 813, 126 S. Ct. 2266 (2006); Giles v. California, 554 U.S. 353, 128 S. Ct. 2678 (2008); Melendez-Diaz v. Massachusetts, 557 U.S. _, 129 S. Ct. 2527 (2009)」アメリカ法2010年1号106頁(2010年),小早川義則「アメリカ刑事判例研究

る根本的に新しい解釈を採用し、公判に出頭していない証人の「証言としての性格を有する供述(testimonial statement)」は、原供述者が証言利用不能にかかり、かつ被告人に事前の反対尋問の機会があった場合にのみ証拠に許容されると判示した。

Crawford 以降,この判断枠組みに基づいて,対決権条項に関する一連の判断が下されたが,本件と同様,鑑定書に関するものとしては,Melendez-Diaz v. Massachusetts⁴)と Bullcoming v. New Mexico⁵)がある。 Melendez-Diaz では,被告人に鑑定人を反対尋問する機会を与えずに,同鑑定人作成の鑑定書を証拠に許容することが対決権条項に反しないかが争われ,合衆国最高裁判所は,当該鑑定書は,被告人に不利益な証拠を提供するという目的のために作成されたものであって,「証言としての性格を有する供述」であるため,鑑定人に対する反対尋問を経ずにこれを証拠に許容することは対決権条項に反すると判示した。 Bullcoming では,被告人に鑑定の経過及び結果を見ても審査してもいない鑑定人を法廷で反対尋問する機会を与えて,別の鑑定人作成の鑑定書を証拠に許容することが対

⁽¹⁴⁾ Crawford v. Washington, 541 U.S. 36 (2004) 合衆国憲法第 6 修正の証人対面権に関するロバツ判決の有効性」名城ロースクール・レビュー 20号57頁 (2011年), 津村政孝「対審権と伝聞法則の関係 Crawford v. Washington, 541 U.S. 36 (2004) 」ジュリスト1430号79頁 (2011年)がある。

^{4) 557} U.S. 305 (2009). Melendez-Diaz の紹介・解説として,堀江・前掲注3, 小早川義則「アメリカ刑事判例研究(18) Melendez-Diaz v. Massachusetts, 557 U.S. _, 129 S.Ct. 2527 (2009):証人対面権と法医学的鑑定結果を示す宣誓供述 書の許容性」名城ロースクール・レビュー 23号155頁(2012年),伊藤睦「科 学的証拠と対質権」『刑事法理論の探究と発見 斉藤豊治先生古稀祝賀論文集』 (2012年,成文堂) 293頁がある。

^{5) 564} U.S. _, 131 S. Ct. 2705 (2011). Bullcoming の紹介・解説として,伊藤・前掲注4,君塚正臣「対審権と伝聞証拠(公判外証言): 血中アルコール濃度報告は『証言』か: BULLCOMING v. NEW MEXICO, 564 U.S. _, 131 S. Ct. 2705 (2011)」横浜国際経済法学21巻2号187頁(2012年),大庭沙織「被告人に不利な鑑定に関与していない専門家証人による証言と対面条項 Bullcoming v. New Mexico, 131 S. Ct. 2705 (2011) 」比較法学47巻2号226頁(2013年)がある。

決権条項に反しないかが争われ、合衆国最高裁判所は、実際に鑑定を行い、鑑定書を作成した鑑定人が証言をしなければならないとし、これを経ずに当該鑑定書を証拠に許容することは対決権条項に反すると判示した。Bullcoming の法廷意見に参加したソトマイヤー裁判官は、補足意見において、Bullcoming は、鑑定人が、それ自体は証拠に許容されない「証言としての性格を有する」鑑定書について、独立の意見を述べることを求められている事案ではないということを強調した。本件の争点は、まさにこの点である。

B 専門家が,直接の知識を欠いていても,具体的な事案で争点となっている出来事に関する事実に基づいて意見を述べるということは,長い間受け入れられてきた実務である。コモン・ローにおいては,裁判所は,専門家がすでに記録された事実に依拠することを許す方法と,仮定的質問(hypothetical question)に対して証言することを許す方法を発展させた。後者のアプローチにおいては,専門家は,ある事実についての命題が真実であることを前提とし,この前提に基づいて意見を述べることを求められた。この前提の真実性については,その後独立の証拠によって証明することができるが,事実認定者は,専門家の証言について,これが依拠した前提と同程度の信用性があるとしかとらえないということが想定されている。アメリカの裁判所においても,仮定的質問を利用する長い伝統がある。

もっとも,現代証拠法においては,専門家が直接の知識を欠く事実に基づいて意見を述べることは同様に許されているものの,仮定的質問を用いる必要はなく,イリノイ州証拠規則においても連邦証拠規則においても,専門家は,当該審問の時点又はそれ以前に知った事実を意見の基礎とすることができる⁶)。しかし,当該事実は証拠に許容されないため,陪審による公判においては,専門家は原則としてこれを開示することはできない。

⁶⁾ 前掲注1;連邦証拠規則703条「専門家は,自ら知覚し,又は直接観察した 事実若しくはデータを,当該事件において意見の基礎とすることができる。特 定の分野の専門家が,当該主題について意見を形成するにあたって,このよう な事実又はデータに依拠することが合理的である場合には,当該意見が証拠に

一方、裁判官による公判においてはこのような制限はなく、裁判官は専門家の意見の基礎となった事実を開示されても、その限定的な目的を理解し、実質証拠としてこれに依拠することはないということが想定されている。Crawford は、対決権条項は主張された事柄が真実であるということを証明する以外の目的で「証言としての性格を有する供述」を利用することを禁じていないという立場にたっているため、この点は重要である。

2A まず,ランバトスの証言について見ると,彼女は,ISP研究所とセルマーク研究所との関係や,証拠に許容された運搬目録から読み取れる内容のほか,セルマーク研究所の報告した DNA型が,ISP研究所により被告人の血液サンプルから検出された DNA型と一致したことを証言した。ランバトスは,これらの事実について,自らの経験により知っていたのであり,被告人はランバトスを反対尋問する機会を有していたため,この証言を証拠に許容することは,対決権条項に反しない。

B 被告人が対決権条項違反を主張しているのは,ランバトスが,セルマーク研究所の報告した DNA 型と被告人の DNA 型が一致したことを証言した際に,検察官が用いた表現である。検察官は,セルマーク研究所により「被害者の膣粘膜検体から採取された精液から検出された男性の DNA 型と ISP 研究所により被告人の血液サンプル中に確認された男性の DNA 型とが一致したか」を尋ね,ランバトスはこれを肯定した。反対意見によれば,ランバトスは,セルマーク研究所により検出された DNA 型が被害者から採取された膣粘膜検体に由来するものであるということについて自らの経験により知っていたわけではなく,被告人はこの点について反対尋問できないため,この表現は被告人の対決権を侵害するという。しかし,前述のように,ランバトスがこれらの 2 つの DNA 型が一致したと

許容されるために,当該事実又はデータが証拠に許容できるものである必要はない。ただし,当該事実又はデータが証拠に許容できないものである場合には,当該意見の提出者は,陪審が当該意見を評価するのを助ける証明力が,予断偏見を与える効果を相当程度上回るときに限り,これらを陪審に開示することができる。」

証言することには何ら問題がなく、さらに、この表現は、検察官の質問の単なる前提であって、ランバトスもこの前提が真実であることを仮定して回答しただけであり、この事実が、その内容が真実であるということを証明するために証拠に許容されたものではないということは明らかである。とりわけ、本件では裁判官による公判が行われたため、事実認定者が、ランバトスの回答について、2つの DNA 型の出所を証明するための実質証拠ととらえていたと考える理由はない。

C 反対意見は、公判記録中に、セルマーク研究所の DNA 型は被害者の膣粘膜検体中の精液から検出されたものであること、及びセルマーク研究所の手続の信頼性について、本件の鑑定書の他に十分な証拠はなく、結局、ランバトスの証言を証拠に許容することによって、同鑑定書が実質的に証拠に許容されていると示唆している。しかし、当裁判所の面前にある問いは、被告人の対決権が侵害されたかであって、州がランバトスの意見の基礎となった事実を証明するための十分な証拠を提出したかではない。州 Court of Appeals 及び州 Supreme Court は、検察官が提出した状況証拠によって、当該事実が州法上十分に証明されていると認定したが、当裁判所はこの解釈と適用について審査する立場にはない。

もっとも、この点を除いても、セルマーク研究所が鑑定したサンプルの出所及びセルマーク研究所の報告した DNA 型の信頼性について十分な証拠がないという点も誤りである。州は、サンプルの出所については、膣粘膜検体を採取した医師の証言、これがセルマーク研究所に送られるまでに関与した警察官らの証言及び運搬目録を提出した。また、セルマーク研究所のDNA 型と被告人の DNA 型の一致それ自体が、セルマーク研究所のDNA 型が被害者の膣粘膜検体中に確認された精液から検出されたということを物語っており、当時被告人が本件について容疑がかけられていなかったことからしても、これこそが、セルマーク研究所の DNA 型の信頼性に関する強い状況証拠を提供するものであった。

したがって,被告人の対決権は侵害されていない。

D この結論は, Melendez-Diaz 及び Bullcoming と一貫するものであ

る。これらの事案においては、鑑定書が証拠として提出されたのであり、これらの鑑定書が、その内容が真実であるということを証明するために提出されたということに疑問はない。しかし、本件の鑑定書は証拠として提出されておらず、ランバトスは、同鑑定書が加害者の DNA 型を報告するものであるということを証明するためではなく、同鑑定書の DNA 型が被告人の DNA 型と一致したということを証明するという限定的目的のために同鑑定書に言及しただけであった。

3A セルマーク研究所の鑑定書が、その内容が真実であるということを証明するために言及されたものであるとしても、当裁判所は、対決権条項違反はなかったと結論づける。対決権条項は、被告人に「不利益な証人」による証言、つまり「証言としての性格を有する供述」に適用される。

B Davis v. Washington⁷⁾は,この「証言としての性格を有する供述」について,法廷外供述が,「尋問 (interrogation)の第一目的 (primary purpose)」が客観的に見て,警察が緊急事態に対処できるようにすることであるような状況下でなされた場合には,これに当たらないと判示した。

C 本件の鑑定書について検討すると、その第一目的は、特定の個人を起訴することではなく、逃走中の危険なレイプ犯を逮捕することであった。また、セルマーク研究所の誰も、検出した DNA 型が、被告人を含む DNA 型データベースに登録されている者に帰責するものとなるということを知らず、ねつ造の可能性等は存在しなかった。 DNA 鑑定を行う技術者は、一般的に、これが誰かに帰責するものであるか、無実を証明するものか、あるいはその両方かといったことを知らず、これはセルマーク研究所の鑑定人も同様であった。さらに、多くの研究所において、各 DNA 鑑

^{7) 547} U.S. 813 (2006). Davis の紹介・解説として,津村政孝「対審条項が適用される testimonial な供述とは何か? Davis v. Washington, Hammon v. Indiana, 126 S.Ct. 2266 (2006)」ジュリスト1373号126頁 (2009年),堀江・前掲注3,小早川義則「アメリカ刑事判例研究(15) Davis v. Washington; Hammon v. Indiana, 547 U.S. 813, 126 S. Ct. 2266 (2006) DV 被害者の公判外供述の許容性と証人対面権」名城ロースクール・レビュー 20号79頁 (2011年)がある。

定について多くの技術者が関与しており,この場合,各技術者の唯一の目的は,所定の手続に従ってその職務を遂行することである可能性が高い。

4 以上の独立した2つの理由により,本件において対決権条項違反はなかった。

・ブライヤー裁判官の補足意見

法廷外供述が、認可された研究所の技術者によって、捜査とは関係なく通常の業務の過程でなされる場合、認可された研究所は、結果の科学的信頼性を保証するような十分確立した指針を満たさなければならず、また鑑定が事情を知らされないまま行われることにより、特定の技術者が被告人と関連して不誠実に振る舞う動機を有する可能性は低くなることから、この場合には、反対尋問の必要性は相当に減じられている。また、本件の鑑定書のような報告書を証拠に許容することを禁じれば、事実認定の正確性を掘り崩し、他の信頼性ある専門技術的な情報を証拠に許容することを禁じることになりかねず、無辜を有罪とする危険性をも生み出し得るものである。したがって、本件の鑑定書のような報告書は、対決権条項の適用外にあるということが推定されるものと考える。

・トマス裁判官の結論賛成意見

事実認定者が専門家の証言を評価する際に,証拠に許容できない情報を用いるためには,事実認定者は当該情報の真実性について予備的判断をしなければならず,本件でも,ランバトスの証言の有効性は,究極的には,セルマーク研究所の鑑定書の真実性に依拠するものであった。したがって,当該鑑定書の内容は,主張された事柄が真実であるということを証明するために言及されたものであった。

以上を前提として,本件の鑑定書が「証言としての性格を有する供述」に該当するか否かについて検討すると, Crawford にいう対決権条項が適用される「証言」とは,ある事実を証明する目的でなされた正式な供述又は確言,つまり,「正式性の徴憑 (indicia of solemnity)」を備える供述を

いう。本件の鑑定書は,ある事実について宣誓するものでも,証明するものでもないため,宣誓供述書や供述録取書に備わるような正式性を欠いており,「証言としての性格を有する供述」に該当しない。

・ケーガン裁判官の反対意見

- 1 本件の鑑定書は、Melendez-Diaz 及び Bullcoming における鑑定書と同様、刑事手続においてある事実を証明するために作成されたものであり、警察により収集された証拠に関する鑑定方法及び結果を示すもので、研究所の技術者の署名がなされていた。したがって、合衆国最高裁判所の先例によれば、本件の鑑定書は、被告人が鑑定人を反対尋問する機会を有していた場合にのみ証拠に許容される。
- 2 複数意見は、ランバトスによる本件の鑑定書への言及は、その内容が真実であるということを証明するためになされたものではないとしている。しかし、専門家がある結論の基礎として法廷外供述に言及する場合、この証言の有効性は当該法廷外供述の真実性に依拠するものであるため、事実認定者はこれが依拠した法廷外供述の真実性を評価しなければならない。したがって、本件の鑑定書はその内容が真実であるということを証明するために利用されたにほかならないが、被告人は、その内容について反対尋問する機会を有していなかった。

複数意見は,セルマーク研究所の DNA 型が被害者の膣粘膜検体に由来するということは,検察官の質問の前提であり,ランバトスはこの前提を受け入れただけであるというが,ランバトスの証言中にこれを示すものはない。事実認定者が,本件の鑑定書がランバトスの意見を支えるものか検討する唯一の方法は,その真実性を評価することであり,これは事実認定者が裁判官であるか陪審であるかを問わず妥当する。

3 本件の鑑定書は、後の訴追と関連する可能性のある過去の出来事を 証明するという第一目的で作成されたもので、「証言としての性格を有す る供述」に該当する。

複数意見は,本件の鑑定書が「証言としての性格を有する供述」ではな

いとする理由として,同鑑定書の第一目的が,特定の個人を起訴すること ではなく、逃走中の危険なレイプ犯を逮捕することであったという点を挙 げている。Davis は,法廷外供述が後の訴追と関連する可能性のある過去 の出来事を証明するという第一目的でなされたか否かという基準を示した が、合衆国最高裁判所の先例には、これに加えて、当該法廷外供述が、そ れ以前に特定されていた個人を起訴することが意図されたものでなければ ならないと示唆するものはない。また、Davis は、緊急事態においてなさ れた法廷外供述は「証言としての性格を有する供述」に該当しないと判示 したが,犯罪現場から遠く離れた研究所で日々行われている鑑定について 言及しているものとは思われず,さらに,警察がセルマーク研究所へ被害 者の膣粘膜検体を送ったのは事件発生から約9か月後であり,鑑定結果を 受け取ったのはその約4か月後であったという事実を考慮すると,これは 典型的な緊急事態への対応とは到底いえない。さらに,複数意見は,本件 の鑑定書のような報告書について, DNA 型の誤りはその DNA 型自体か らわかることが多いといった理由を示して信頼性があると主張するが、証 拠の信頼性を判断することは裁判所に委ねられたものではなく、対決権条 項が規定する反対尋問という手続によって判断されるものである。

4 被告人は,本件の鑑定書の内容について反対尋問する機会を有していなかったため,これを基礎とするランバトスの証言を証拠に許容することは対決権条項に反する。

《解説》

1 本件は,鑑定人が,他の鑑定人作成の鑑定書の内容に基づいて法廷で証言することについて,被告人に証言の基礎となった鑑定書の内容を反対尋問する機会が与えられていなかったために,この証言を証拠に許容することが対決権条項に反しないかが争われたものである。Crawford v. Washington⁸⁾以降の合衆国最高裁判所による一連の判断,とりわけ,

^{8) 541} U.S. 36 (2004).

Melendez-Diaz v. Massachusetts⁹)及び Bullcoming v. New Mexico¹⁰)において,鑑定書は,第6修正の対決権条項による保障の対象となる「証言としての性格を有する供述」に該当するため,被告人に対して,実際に鑑定を行い,鑑定書を作成した鑑定人に対する反対尋問の機会を与えない限り,これを証拠に許容することは対決権条項に反するということが示されたため,本件についてサーシオレイライが認容された際には,本件の鑑定書についてもこれら2件の先例と同様に判断され,これを基礎とする証言を被告人による反対尋問を経ずに証拠に許容することは対決権条項に反するという結論に至ると予想した論文もいくつか見られたところである¹¹)。実際には,これとは反対の判断が下されたため,その判断枠組み等について,以下,若干の検討を行いたい。

2 合衆国最高裁判所は、Crawford において、原供述者の証言利用不能性と法廷外供述の信頼性に基づいて、これを証拠に許容することを認める Ohio v. Roberts¹²を変更し、対決権条項は、「証言としての性格を有する供述」にのみ適用され、これに該当する法廷外供述は、原供述者が証言利用不能にかかり、かつ、被告人に事前の反対尋問の機会があった場合でない限り、これを証拠に許容することはできないと判断した。Crawfordは、このような厳格な基準を示す一方で、注において、対決権条項は、主張された事柄が真実であるということを証明する以外の目的で「証言としての性格を有する供述」を利用することを禁じていないとしており、これはその後の判断においても前提とされている。

^{9) 557} U.S. 305 (2009).

^{10) 564} U.S., 131 S. Ct. 2705 (2011).

¹¹⁾ 例えば, Case Commentary, "Williams v. Illinois: Another Look at Expert Testimony and the Confrontation Clause", 7 Duke J. Const. L. & Pub. Poly Sidebar 133 (2012), Scott A. Anderson, "The Right to Confront Witnesses, but Not Necessarily at Trial: Predicting a Judge-Focused Remedy in Williams v. Illinois", 39 Rutgers L. Rec. 75 (2011-2012).

^{12) 448} U.S. 56 (1980).

その後,この Crawford の枠組みに従って,鑑定書に関する前述の 2 件の判断が下された。 Melendez-Diaz では,被告人に鑑定人を反対尋問する機会を与えずに同鑑定人作成の鑑定書を証拠に許容することが対決権条項に反しないかが争われ,合衆国最高裁判所は,鑑定人の鑑定書は,「証言としての性格を有する供述」であるため,鑑定人に対する反対尋問を経ずにこれを証拠に許容することは対決権条項に反すると判断し,Bullcomingでは,被告人に鑑定の経過及び結果を見ても審査してもいない鑑定人を法廷で反対尋問する機会を与えて,別の鑑定人作成の鑑定書を証拠に許容することが対決権条項に反しないかが争われ,合衆国最高裁判所は,実際に鑑定を行い,鑑定書を作成した鑑定人が証言をしなければならないとし,これを経ずに当該鑑定書を証拠に許容することは対決権条項に反すると判示した。

3 複数意見は,まず,本件の鑑定書が,主張された事柄が真実である ということを証明する目的で利用されたか否か検討している。

アメリカでは,証人に対して,自らの経験により知った事実についてのみ証言することを許すルールが存在し,これは,伝聞法則よりも古いルールであると考えられている¹³)。このルールは,とりわけ,憶測により意見を述べることを禁ずる意見のルールに反映されており,連邦証拠規則にも包摂されている¹⁴)。もっともこれは,専門家が意見を述べることまで禁じるものではなく¹⁵),専門家は,ある事実から推論を行う専門的な知

^{13) 2} McCormick on Evidence § 247 (7th ed. 2013).

¹⁴⁾ 連邦証拠規則701条「証人が,専門家として証言をする場合を除いては,意見という形式での証言は,以下のものに限られる。

証人の知覚に合理的に基づくもの

証人の証言についての明確な理解,又は争点となっている事実についての判断に役立つもの

連邦証拠規則702条の範囲に含まれる,科学的,技術的その他専門的な知識に基づくものではないもの」

¹⁵⁾ 連邦証拠規則702条「知識,技術,経験,訓練又は教育によって専門家としての資格のある証人は,以下の場合には,意見又はその他の形式で証言をする

識又は技術を提供するという点で,事実認定者に貢献するものと考えられ ている16)。専門家は伝統的に,自らの経験により知った事実,及び証言 の時点ですでに記録されていた証拠により立証された事実に依拠して意見 を述べることができるとされ,後者の場合には,仮定的質問として,専門 家にこれらの事実が示されることもあった17)。この仮定的質問を用いる 実務は徐々に変化し,意見の基礎とすることができる事実についての制限 はなくなり、現在の連邦証拠規則703条では、仮定的質問は、専門家が意 見を述べるために必須のものではなくなった¹⁸⁾。本条によれば , 専門家 は,証拠に許容できない事実及びデータに依拠することができることにな る。これは、伝聞法則に反するようにも思われるが、この根底には、専門 家は,他の専門家の供述の信頼性を判断する能力を備えているという考え 方がある¹⁹⁾。もっとも,同条所定の条件を満たす事実又はデータであっ ても、これを基礎とする専門家の意見を裁判官がどのように受け入れるべ きであるかについては争いがあるが²⁰⁾,複数意見は,この点については, 基礎とされた事実又はデータについて、状況証拠による証明を認め、これ を求めているものと思われる。

いずれにしても,基礎とされた事実又はデータについて,被告人に対決権を保障すべきであるかという点が問題となるが,専門家が,本来証拠に

当該専門家の科学的,技術的その他専門的な知識が,事実認定者にとって, 証拠の理解又は争点となっている事実についての判断に役立つものであり,

当該証言が,十分な事実又はデータに基づいており,

当該証言が、信頼性のある原理及び方法の成果であり、かつ、

当該専門家が、その原理及び方法を、正確に当該事件の事実に適用している」

ことができる。

^{16) 2} McCormick, § 13.

^{17) 2} McCormick, § 14.

¹⁸⁾ Id.

^{19) 2} McCormick, § 15.

²⁰⁾ Id.

許容できない証拠を法廷へ持ち込む導線の役割を果たすためだけに利用さ れているような場合でなければ,連邦証拠規則703条を適用すべきである というような指摘もある21)。複数意見は,この点について,基礎となっ た事実又はデータ、本件ではセルマーク研究所の鑑定書は、その内容が真 実であるということを証明するために言及されたのではないという根拠に 基づいて,被告人に同鑑定書の作成者と対決する機会を与えなくても対決 権条項に反しないとしている。この理由づけに対しては , 結論賛成意見及 び反対意見にあるように、証言の真実性を評価するためには、結局は基礎 となった事実又はデータの真実性を評価しなければならないため,当該事 実又はデータは,その内容が真実であるということを証明するために言及 されたものにほかならないという批判のほか,論者により,検察官は,鑑 定書等を作成した鑑定人を召喚して当該鑑定書等を証拠に許容してもらう 努力をせずに、裏口からその内容を事実認定者に届けられることになると か²²⁾,裁判官による誤りの可能性と限定説示の存在を考慮すれば,事実 認定者が裁判官であるか陪審であるかによって結論が左右されるのはおか しい²³⁾といった批判もなされている。

確かに、専門家の証言の真実性を評価するためには、結局は当該証言が前提とした事実又はデータの真実性を評価しなければならないという主張は、当該証言が、その前提と同程度にしか評価されないという点ではもっともであるように思われる。しかし、複数意見は、専門家が依拠する事実又はデータが、そもそも伝聞の積み重ねであることが多いということ、とりわけ DNA 鑑定の場合は、他の鑑定人により行われた DNA 鑑定や、すでにデータベース化された DNA 型情報といった、必ずしも直近に行われた鑑定による結果とは限らない情報を用いることになることが多いという

²¹⁾ Id.

^{22)} Casenote, "Williams v. Illinois: Confronting Experts, Science, and the Constitution", 64 Mercer L. Rev. 805, 819 (2013).

²³⁾ Id., Column, "Attack of the Molecular People: Williams v. Illinois and the Confrontation Clause", 24-NOV S.C. Law. 12, 14 (2012).

こと等を考慮して、証言をした専門家との対決さえあれば、専門家が通常依拠するような事実又はデータについては、当該専門家がその真実性を前提としたにすぎない、つまり、Melendez-Diaz や Bullcoming とは証拠の用いられ方が異なるとして、被告人による対決の有無ではなく、信頼性によってその真実性を評価することができるという判断をしたのではないかと思われる。ただし、このように解したとしても、専門家が単にこれらの事実又はデータを繰り返したり、正誤について証言したりするような場合は、当該専門家は単なる導線として機能しているにすぎず、これらの事実又はデータはその内容が真実であるということを証明するために言及されているものと考えられ、これらが「証言としての性格を有する供述」に該当するときは、被告人に反対尋問の機会を付与する必要性があるということになるのではないかと思われる。

4 複数意見は,次に,本件の鑑定書が,その内容が真実であるということを証明するために言及されたものであるということを前提とした場合に,これが「証言としての性格を有する供述」に該当するか否か検討している。この点について,複数意見は,法廷外供述が,警察が緊急事態に対処できるようにするという第一目的でなされた場合には,「証言としての性格を有する供述」に当たらず,後の訴追と関連する可能性のある過去の出来事を証明するという第一目的でなされた場合には,「証言としての性格を有する供述」に当たるという Davis v. Washington²⁴で示された基準を用いて,本件の鑑定書の第一目的は,いまだ特定されていない逃走中の危険なレイプ犯を逮捕すること,あるいは,具体的な情報を知らない多くの鑑定人が関与する DNA 鑑定においては,所定の手続に従ってその職務を遂行することであったとして,「証言としての性格を有する供述」には該当しないとした。

Davis 及び Davis の基準を用いた Michigan v. Bryant²⁵は, まさに被害

^{24) 547} U.S. 813 (2006).

^{25) 562} U.S. __, 131 S.Ct. 1143 (2011). Bryant の紹介・解説として,米国刑事法研究会(代表 椎橋隆幸)・アメリカ刑事法の調査研究(134)「Michigan v.

者,又は警察官若しくは公共への生命・身体の危険が差し迫った「緊急事態」が存在した事案であったため,反対意見の主張するように,Davis 及び Bryant が,野放しになった危険なレイプ犯を逮捕することまで「緊急事態」として想定していたかは疑わしいところではあるが,おそらく,複数意見の主眼は,本件の鑑定書が後の訴追を意識して作成されたものか否かという点,とりわけ鑑定の種類に置かれているものと思われる。この点については,ブライヤー裁判官がさらに,認可された研究所の一般的な信頼性に焦点を当て,このような研究所の技術者が作成した報告書については,その信頼性が推定されると補足している。このような見解に対しては,対決権は供述の信頼性に左右されるものではないとか²⁶⁾,科学的証拠は信用されやすいからこそ反対尋問が強力な武器となるにもかかわらず,その信頼性が推定されるのでは防御が不当に制限されるとか²⁷⁾,認可された研究所の技術者に高い能力があったとしても,誤りをおかす可能性がないということにはならない²⁸⁾といった批判がなされている。

DNA 鑑定は,イノセンス・プロジェクト(Innocence Project \hat{y}^9)に代表されるように,犯人の特定だけではなく,無実の証明にも役立つものである。アメリカでは,1980年代,DNA 鑑定に対して絶大な信頼が置かれていたが \hat{y}^9)、次第にその問題点が明らかになり,基準の策定や研究が進め

Bryant, 562 U.S. _, 131 S.Ct. 1143 (2011)」比較法雑誌46巻 4 号383頁(2013年) 〔中村真利子 担当〕がある。

²⁶⁾ Casenote, supra note 22, at 820.

²⁷⁾ Casenote, supra note 22, at 824

²⁸⁾ Notes, ""Bull"coming from the States: Why the Supreme Court Should Use Williams v. Illinois to Close One of Bullcoming's Confrontation Clause Loopholes", 39 Fla. St. U. L. Rev. 533, 559 (2012).

²⁹⁾ The Innocence Project, http://www.innocenceproject.org/.

^{30) 2} McCormick, § 205, Joseph L. Peterson & Anna S. Leggett, "The Evolution of Forensic Science: Progress amid the Pitfalls", 36 Stetson L. Rev. 621, 630 (2006-2007).

られた³¹。米国科学捜査研究所所長協会(ASCLD)は,各研究所が基準を満たしているかについて調査・評価を行う認可団体(ASCLD-LAB)を作った³²)。一方で,鑑定人の能力や誠実さ,報告書と証言の完全性・中立性は,論争主義の過程で反駁され得るものであること,警察機関に所属する鑑定人は,検察側証人として証言することが多く,その労働環境が当該鑑定人の善意に影響を与えることがあることも指摘されている³³)。1990年代には,統合 DNA 型インデックス・システム(CODIS)の利用が始まり,イノセンス・プロジェクトとあいまって DNA 鑑定に対する一般的な信頼性が高まる一方で,その基準や質の保証の重要性も強調された³⁴)。その後,Frye v. United States³⁵)や Daubert v. Merrell Dow Pharmaceuticals, Inc.³⁶)といった新しい科学的証拠の許容性についての判断を経て,現在では,専門家証言の許容性は,基本的には,関連性について規定する連邦証拠規則401条³⁷)及び402条³⁸),並びに,専門家証言の信頼性等について定

³¹⁾ Peterson & Leggett, supra note 30, at 631-632.

^{32)} See FBI, ASCLD Accreditation Brochure (FSC, April 1999), http://www.fbi.gov/about-us/lab/forensic-science-communications/fsc/april1999/presley.htm/ascldbro.htm.

^{33)} Peterson & Leggett, supra note 30, at 634.

³⁴⁾ Id., at 635-638.

^{35) 293} F. 1013 (D.C. Cir. 1923). Frye の紹介・解説として,野々村宣博「刑事訴訟における Frye 法則の意義について」法と政治46巻 3 号473頁(1995年)がある。

^{36) 509} U.S. 579 (1993). Daubert の紹介・解説として,徳永光「DNA 証拠の許容性: Daubert 判決の解釈とその適用」一橋法学 1 巻3号807頁 (2002) がある。

³⁷⁾ 連邦証拠規則401条「証拠は,以下の場合には関連性がある。

当該証拠が、これを欠く場合と比較して、ある事実が存在する蓋然性を高め、又は低くする傾向にあり、かつ、

当該事実が, 当該訴訟について判断するにあたって重要である」

³⁸⁾ 連邦証拠規則402条「関連性のある証拠は,以下のいずれかによる別段の定めがある場合を除き,証拠に許容される。

[・]合衆国憲法

める連邦証拠規則702条に基づいて判断されるに至っている39)。

対決権との関係について検討すると, DNA 鑑定のように, データベー スが構築されており,登録されている情報との比較が行われるものについ ては、その対象は、犯罪現場から採取されたものに限られず、例えば、本 件で実際に用いられたように,逮捕手続の一貫として被疑者から採取され たもの等も含まれる。検察官が DNA 鑑定を行った鑑定人をすべて反対尋 問のために召喚しなければならないとした場合,一致した DNA 型の鑑定 を過去に偶然にも行っていた鑑定人が,将来同一人が犯罪をおかして訴追 される度に,当時は意識することもできなかった訴追のために,法廷へ召 喚されるということになりかねない。このような場合,その信頼性を反対 尋問によって問うよりも,技能検定や監査制度といった,個々の DNA 鑑 定が確実に行われることを保証する手続に委ねる方が、合理的であるとも 考えられる。また、本件のように、具体的な情報を一切与えないまま DNA 鑑定を外部委託する場合,その研究所は,被疑者の特定にも無実の 証明にも、あるいは親子関係の判定にも役立ち得るという DNA 型の特性 から,鑑定の目的すら知り得ないのであって,この場合,ただ研究所の手 続に従って DNA 鑑定を行うだけである。以上の点から,複数意見は,本 件の鑑定書は,後の訴追を意識して作成されたものではなく,「証言とし ての性格を有する供述」ではないと判断したのではないかと思われ,ま た、ブライヤー裁判官の補足意見は、研究所が認可されるために満たすべ き指針が,反対尋問に代わる保護策となると考えたものと思われる⁴⁰)。

[・]連邦法

[・]本規則

[・]合衆国最高裁判所が定めるその他の規則 関連性のない証拠は,証拠に許容されない。」

³⁹⁾ アメリカにおける科学的証拠の許容性については,成瀬剛「科学的証拠の許容性(二)」法学協会雑誌130巻2号94頁(2013年)に詳しい。

⁴⁰⁾ ただし, Melendez-Diaz では, 科学的証拠を提出する研究所の多くが法執行機関の管理下にあるということが指摘され (557 U.S., at 318 citing National Research Council of the National Academies, Strengthening Forensic Science in

本件は,鑑定人が,他の鑑定人の法廷外供述に基づいて証言するこ とについて,複数意見が異なる独立した意見を示して,対決権条項違反は なかったと判断したものである。一つは,基礎となった法廷外供述はその 内容が真実であるということを証明する目的で言及されたものではないと いうことであり,もう一つは,基礎となった法廷外供述は,「証言として の性格を有する供述」ではないということである。複数意見の立場からす れば,本件は第一の根拠のみで解決が可能であるが,この点については, 反対意見だけではなく,トマス裁判官の結論賛成意見も反対をしており, 人数構成としては少数となっているため,第二の根拠を示したものと思わ れる。いずれの場合も,複数意見では,専門家証言の特性や DNA 鑑定の 特性が考慮されているものと思われるが,このような場合であっても,な お反対尋問が必要であるとするのが反対意見であるといえる。DNA 鑑定 については,最近では,全米科学学会による報告をはじめ,その信頼性に ついて疑問を投げかける見解もあり 41), DNA 鑑定自体の信頼性を高める 手続のほかに,Melendez-Diaz 及び Bullcoming と同様,反対尋問による 供述の信頼性確保の手続を求める反対意見の立場も、一考に値するものと 思われる。ただし、どちらの立場も、その理由づけについては過半数の支 持を得ておらず,今後の動向を見守る必要があろう 42)。

the United States: A Path Forward 6 1 (Prepublication Copy Feb. 2009)),本件のセルマーク研究所もその例外ではないと推測されることから (See http://www.fbi.gov/about-us/lab/forensic-science-communications/fsc/july2001/jobcorp.htm.),認可された研究所による鑑定であればすべてその信頼性が推定されるという結論まで当然に導かれるものではないと思われる。

⁴¹⁾ 例えば, Jason Borenstein, "DNA in the Legal System: The Benefits Are Clear, The Problems Aren t Always", 3 Cardozo Pub. L. Poly & Ethics J. 847 (2006), Notes & Comments, "DNA Fabrication, A Wake Up Call: The Need to Reevaluate the Admissibility and Reliability of DNA evidence", 27 Ga. St. U. L. Rev. 409 (2011).

⁴²⁾ 特筆すべきは, Melendez-Diaz 及び Bullcoming において反対意見に加わったケネディー裁判官,ロバーツ首席裁判官,ブライヤー裁判官及びアリトー裁判官が,本件で複数意見に加わり, Melendez-Diaz 及び Bullcoming において

法廷意見に加わったスカリア裁判官及びギンズバーグ裁判官,並びに,Bullcomingにおいて法廷意見に加わったソトマイヤー裁判官及びケーガン裁判官が,本件において反対意見に加わっているという事実である。この点を考慮すると,科学的証拠に関する合衆国最高裁判所の立場は,今後,「正式性の徴憑」という独自の基準を用いるトマス裁判官の結論に左右される可能性はある。ただし,本件の複数意見が,本件は Melendez-Diaz 及び Bullcoming とは区別されるものとして議論していることから,法廷意見の形成されたMelendez-Diaz 及び Bullcoming は維持されており,今後は,これらに従って判断されるのか,それともこれらとは異なる事案として判断されるのかが注目される。